

保育園・認定こども園(保育認定)に関する認定基準は下記のとおりです。

【保育の必要性の認定事由一覧】

高千穂町

| 事由 | 具体的な内容 |
|-----------|---|
| ①就労 | 概ね1日4時間以上、1か月12日以上を基本として1月あたりの就労時間が48時間以上の労働に従事していること。 |
| ②妊娠・出産 | 妊娠中又は出産後8週の日を翌日が属する月の末日までの期間。 |
| ③疾病等 | 保護者の疾病・負傷・又は精神・身体に障がいがあること。 |
| ④家族の介護・看護 | 同居の親族(長期間入院をしている親族を含む。)常時介護・看護していること。 |
| ⑤災害復旧 | 震災・風水害・火災その他の災害の復旧に当たっていること。 |
| ⑥求職活動 | 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていること。(認定の日から原則90日)※詳細は裏面 |
| ⑦就学 | 学校・専修学校・職業訓練校等に在籍していること。 |
| ⑧虐待・DV | 児童虐待の恐れがある、又はDVの恐れがあり子どもの保育が困難であること。 |
| ⑨育児休業 | 事業所が認めた育児休業期間に育児休業に係る子ども以外の子どもについて保育の継続利用が必要であること。父母が同時に取得する場合の認定は認められない。ただし、多胎の場合は要相談。 |
| ⑩その他 | その他、①～⑨に類すると町長が認める状態であること。 |

【保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分】

| 区分 | | 保育標準時間 | 保育短時間 |
|--------------------|--------------|--------------------------------------|--|
| 保育の必要量 | 1日当たり | 最長11時間まで | 最長8時間まで |
| | 1か月当たり | 平均275時間 | 平均200時間 |
| 就労の下限 | | 週当たり30時間以上を基本として月あたりの就労時間が120時間以上 | 1日4時間、1か月12日を基本として月の就労時間が48時間以上120時間未満 |
| 「就労」以外の「保育の必要性の認定」 | 疾病等・親族の介護・看護 | ○ | ○ |
| | 妊娠・出産・災害復旧 | 保育標準時間を基本とし、保護者からの申し出があれば保育短時間の利用も可能 | |
| | 虐待・DV | | |
| | 就学 | | |
| | 求職活動・育児休業 | × | ○ |

裏面に続く

【保育の優先利用】

| 優先順位の高い主な事由 | 優先順位の低い主な事由 |
|------------------------------|---------------------------|
| ひとり親家庭(祖父母と別居)や生活保護世帯 | 就労等していない健康な65歳未満の同居者が居る場合 |
| 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 | 求職活動を理由とした入園 |
| 虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な世帯 | 育児休業中に既に利用している子どもの継続入園 |
| 子どもが障害を有する場合(園の受け入れ状況の確認必要) | |
| 兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合 | |
| 保育士が育児休業明け等で職場に復帰する場合 | |
| 育児休業明け(育児休業明け1週間前からの入園が可能です) | |
| その他町長が認める場合 | |

【保育認定にあたっての留意事項】

| 事 由 | |
|---------------------|--|
| 就 労 | 保育短時間認定該当者であっても、勤務内容によっては標準時間認定を希望することができます。但し、適正な時間内での園利用が基本となります。 |
| 求職活動 | 認定の日から原則90日までで、起業準備等を除きハローワークへの登録を必須要件とします。(状況によっては再認定もあり) |
| 妊娠・出産認定終了後の在園児の継続利用 | 求職活動の場合は認定可能ですが、90日以内に就労しなかった場合は原則退園となります。また、特別の理由(就労復帰見込みが確実である等)がある場合は育児休業と同等とみなす等、個別に対応いたします。但し、在籍している園に待機児童が発生している場合は退園していただく場合があります。求職活動の意思がない場合は、退園となります。育児休業の場合は下記の通りです。 |
| 育児休業中の在園児の継続利用 | 原則として育児休業に係る乳児が満1歳に達する月の末日まで。但し、在籍している園に待機児童が発生している場合は退園していただく場合があります。なお、乳児が満1歳に達する月の末日を越えて育児休業を継続する場合は退園となりますが、復帰を希望しても町内に入園できる施設がない場合は、状況に応じて満1歳6ヶ月に達する月の月末まで継続利用を延長することが出来ます。 |
| 乳児の入園 | 労働基準法では、母は産後8週経過後は就労可能ですが、乳児の預かりについては出産後8週の日翌日の末日以降とさせていただきます。尚、この場合でも園の受け入れ確認が必要です。(安全性を考慮すれば生後3ヶ月以上が望ましい) |
| 産後認定 | 出産予定日より早く出産したり、逆に遅く出産した場合は認定期間が変更になることがあります。(職権で対応いたします) |

※教育・保育の認定につきましては、子ども・子育て支援法の基本理念(第2条)にあるとおり、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に行ないます。よって、事由が変わるたびに届出が必要となっておりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

なお、町では子育て支援として、子育て支援センターの開所・ファミリーサポートセンター事業・病後児保育事業・保育園での一時預かり事業等を行っておりますので、こちらもうまく組み合わせてご活用ください。

福祉保険課 児童福祉係 電話:0982-73-1202